

とっとりビジネス人材・求人紹介サイト運営要領

（目的）

第1 この要領は、県内事業者が戦略的な事業展開など攻めの経営に転じていく上で必要なビジネス人材を誘致するため、人材を求める県内事業者の求人広告を掲載する「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」（以下「求人紹介サイト」という。）の運営に必要な事項を定める。

（対象求人）

第2 求人紹介サイトに掲載する求人は、別紙1に定める求人とする。

（掲載広告）

第3 求人紹介サイトに掲載する求人広告は次に掲げる事項とし、詳細項目については求人広告を掲載する事業者（以下「掲載事業者」という。）が入力するお申込みフォームに示すもの（別紙2）とする。

- （1）企業情報（名称、所在地、資本金、従業員数、設立年月日等）
- （2）求人情報（職種、仕事内容、雇用形態、雇用期間、勤務時間、休日、給与額等）
- （3）その他（企業PR、求める人材像等）

（掲載事業者の要件）

第4 掲載事業者は、県内に事業所を有する事業者であって次の全ての要件に該当するものとする。

- （1）ビジネス経験や技能、専門性を有する人材を求める事業者であること。
- （2）雇用保険の適用事業主であること。
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- （4）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと。

（掲載事業者の登録）

第5 求人紹介サイトに求人広告を掲載するため、次のとおり事業者登録を行うものとする。

- （1）求人紹介サイトへ求人広告の掲載を希望する事業者は、インターネット接続端末を使用し、求人紹介サイトお申し込みフォームにおいて、第3に示す企業情報を入力し、第4及び第7の要件並びに求人紹介サイトに係る登録申請に関する誓約事項及び移住支援金対象法人の登録申請に関する誓約事項（別紙2に記載）に同意の上、申請する。
- （2）求人紹介サイト運営事務局（以下「運営事務局」という。）は、入力内容について第4及び第7の要件に該当するかを審査の上、登録の可否を決定し、登録可の場合は、掲載事業者の登録を行うとともに、その結果を申請者へ通知する。
- （3）運営事務局は、必要に応じて、申請者に対し、掲載事業者の要件の審査を行うための調査の実施や書類の提出を求めることができ、申請者はこれに応じるものとする。

(求人広告の掲載申込等)

第6 求人紹介サイトへの求人広告の掲載手続は、次のとおり行うものとする。

- (1) 掲載事業者は、求人広告の掲載を希望する場合は、第5の申請後、事務局より送付されるメールで案内するお問い合わせフォームまたは運営事務局宛てのメールにハローワーク求人番号等、掲載に係る必要事項を入力する。
- (2) 運営事務局は、お問い合わせフォームまたはメールの入力内容を審査の上、求人広告を作成し、求人紹介サイトに掲載する。掲載に際し確認事項・不足事項がある場合は運営事務局が求める情報を提供すること。
- (3) 求人広告の掲載期間は、掲載日から1年間とし、更新することができるものとする。
- (4) 掲載事業者は、掲載した求人広告の内容に変更が生じた場合、求人が充足した場合又は取下げを行う場合には、運営事務局に報告の上、求人紹介サイトの求人広告の変更又は削除を行うものとする。

(移住支援金の対象とする場合の要件等)

第7 とっとりビジネス人材移住支援事業等実施要領（以下「実施要領」という。）第6の1の移住支援金の対象法人等は、第2から第6の規定に加え、次の1から4に定める要件等を満たすものとする。

1 掲載事業者

- (1) 法人であって資本金の額が10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
- (2) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (3) ①から③のいずれかに該当する企業（以下、「みなし大企業」という。）でないこと（地域経済構造の情勢等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）。ただし、(1)に該当する法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
 - ③ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人
- (4) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。

2 掲載求人

- (1) 週20時間以上の無期雇用の求人であること。

(2) 就業先の所在地が鳥取県内の求人であること。

3 採用者への周知等

移住支援金の対象となる求人の採用者に対し、次のとおり制度の周知、証明書の交付を行うこと。

(1) 採用者に対する制度の周知

求人紹介サイトに掲載した求人に応募し採用が決まった移住支援金の対象者に対し、移住支援金の制度を周知するとともに、要件に該当する者には、居住先の市町村窓口において移住支援金の申請をするように促すこと。

(2) 就業証明書の交付

居住先市町村における移住支援金の交付及び交付後の定住・就業継続の確認のため、就業者(移住支援金の交付の申請をしている者又はその交付を受けた者をいう。以下同じ。)から就業証明書(実施要領様式5)の交付を求められた場合には、これに応じること。

4 県への報告

移住支援金の対象となる求人に採用者が決定した場合、退職した場合等には、次のとおり県への報告を行うこと。

また、採用者の移住支援金に関して、県から必要資料の提供を求められた場合には協力すること。

(1) 求人紹介サイトに掲載した求人に応募した者の採用が決まった場合には、採用後1か月以内に「採用通知書」(別紙様式第1号)により県に報告すること。

(2) 移住支援金の申請から1年を経過する日までの間、就業者が退職した場合には「退職通知書」(別紙様式第2号)により、事実発生後速やかに県に報告すること。

(3) 移住支援金の申請から5年を経過する日までの間、就業者の居住する市町村に変更があった場合には「転居通知書」(別紙様式第3号)により、事実発生後速やかに県に報告すること。

(求人広告の作成支援)

第8 県は、効果的な求人広告を求人紹介サイトに掲載できるよう、掲載事業者等を対象とした以下の取組を行うものとする。

(1) 求人広告に係るセミナー等の開催

(2) 求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

(3) 地域金融機関、経済団体等に対する研修会の開催

(県の事務の委託)

第9 県は、本要領の各条項に定める県の事務に関して、その全部又は一部を県の指定する事業者へ委託して実施することができるものとする。

(掲載広告の情報提供)

第10 本要領に基づき求人紹介サイトに掲載される求人広告はオープンデータとして、

内閣府と連携協力協定を締結した協力求人サイト運営事業者に求人情報として提供されるとともに、その他の民間事業者が運営する求人サイトにも広く求人情報としてデータ利用されるものとする。

(雑則)

第 11 この要領に定めるもののほか、とっとりビジネス人材・求人紹介サイトの運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、令和元年 9 月 17 日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。